

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第12回）

ICTサービス安心・安全研究会

消費者保護ルールの検証に関するWG（第10回）

- 1 日時 令和元年5月21日（火） 15:00～17:00
- 2 場所 総務省講堂（総務省地下2階）
- 3 出席者

○構成員

新美座長・主査、相田座長代理、大谷構成員、北構成員、木村構成員、黒坂構成員、近藤構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員、森構成員、横田構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長、独立行政法人国民生活センター 福井相談情報部相談第2課課長、公益社団法人日本広告審査機構 山本専務理事、一般社団法人電気通信事業者協会 水谷消費者支援委員会委員長、一般社団法人テレコムサービス協会 吉村MVNO委員会消費者問題分科会副主査、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 石前JAIPAインターネットユーザ一部会運営メンバー、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 中町部長代理、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会 平野サービス向上委員会委員長、電気通信サービス向上推進協議会 花岡広告表示自主基準WG主査・広告表示アドバイザー委員会委員長代理

○総務省

鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、布施田電波政策課長、片桐移動課企画官、岡本消費者行政第二課企画官、佐伯事業政策課企画官、大内事業政策課調査官、廣瀬事業政策課企画官、中田消費者行政第一課企画官、大塚料金サービス課企画官、牧野消費者行政第一課課長補佐、東消費者行政第一課消費者行政調整官、横澤田料金

サービス課課長補佐

【新美座長】 それでは、皆様こんにちは。ただいまから、モバイル市場の競争環境に関する研究会（第12回）、それから、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（第10回）合同会合を開催いたします。

皆様、本日は足元の悪い中を、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、冒頭にカメラ撮りの時間を設けておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと存じます。本年1月におきまして、モバイル市場の競争環境に関する研究会及びICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWGにて取りまとめました「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受けまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案が、第198回国会に提出されまして、5月10日に成立し、5月17日に公布されました。

改正法の施行に向けて検討すべき事項につきまして、今後数回にわたりまして、この合同会議において検討してまいりたいと考えております。本日は、具体的な検討項目について総務省からご紹介いただいた上で、構成員の間で意見交換を実施したいというふうに考えております。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮りの方は退室をよろしく願いいたします。しばらくお待ちいただきたいと思っております。

それでは、まず、改正法の施行に向けて検討すべき項目について、総務省からご説明をお願いいたします。

【廣瀬事業政策課企画官】 総務省でございます。ただいまご紹介ありました、電気通信事業法の改正を踏まえまして、これから検討すべき事項、項目についてご説明申し上げます。

5月17日に公布された電気通信事業法につきましては、附則の規定に基づきまして、6カ月以内に施行するということとされております。まず、今回の法律におきます3つの柱を簡単に振り返りまして、その柱ごとに法律の構造と検討すべき事項を簡単にご説明させていただきます。

2ページ目をごらんください。今回の電気通信事業法の一部を改正する法律につきましては、大きくここにあります3つの内容が柱になっております。一番左からいきまして、モバイル市場の競争の促進として、一番下に記載してあります通信料金と端末代金の完全分離、それから期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備するというのが1つ目でございます。

2つ目としまして、一番右側行っていただきまして、事業者・販売代理店の勧誘の適正化として、一番下に記載してございます、自己の名称等を告げずに勧誘する行為を抑止するということを措置しております。現行の規律、それから今ご紹介いたしました1つ目、2つ目の柱の履行を徹底するために、真ん中にごございます販売代理店への届出制度の導入ということ措置してございます。今回、この3つの柱を措置してございまして、3つの柱ごとに法律の構造及び検討すべき事項を簡単にご説明いたします。

7ページをごらんください。まずはモバイル市場の競争促進のための措置としまして、先ほどご紹介しました、具体的には通信料金と端末代金の完全分離と行き過ぎた囲い込みの禁止に関して法律の構造がどうなっているかということ簡単に7ページ、8ページで説明いたします。

まず、今回の完全分離と行き過ぎた囲い込みの禁止というのは、自動的に全ての電気通信役務、あるいは電気通信事業者に適用されるものではなく、7ページ目の上の箱にありますように、移動電気通信役務及び第27条の3第2項に規定する禁止行為の適用を受ける電気通信事業者に対して適用されるものになっております。

まず、移動電気通信役務というのはどうなっているのかといいますと、上段の絵に描いておりますけれども、左から、まず緑色の箱の中ですが、第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務、括弧で移動系という趣旨のことが記載してありますが、この第26条第1号及び3号というのは、利用者保護の対象になっている電気通信役務のうち、移動系のものであります。そこから電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して、電気通信事業者間の適正な競争環境を確保する必要があるもの、一番右側に行きまして、青色の箱に入っております移動電気通信役務というのを総務大臣が告示によって指定することで、対象となる役務が確定するという仕組みになってございます。

その下にあります禁止行為の対象となる電気通信事業者の指定のところですが、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者全員に、当該規定が適用されるのかといいますと、2の一番左側、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の中から、真ん中の三角が横

になった図形のところに記載してあるとおり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして省令で定める割合を超えないものを除いた電気通信事業者が、一番右側に行きまして、禁止行為の対象となるという建てつけになってございます。

この7ページの仕組みによって、対象となる役務と事業者が特定された後に、8ページの内容が適用されるということで、次のページをごらんください。上段の完全分離と行き過ぎた囲い込みの禁止につきまして、条文ベースで簡単にご説明いたします。

まず、上の完全分離ですけれども、太字のところを見ていただきますと、一番上の点線の箱ですが、移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結に際して、利用者に対し、その下の箱ですけれども、2つのポツがあります。1つ目が、移動電気通信役務の料金を、当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする。これは法律で、この文言がそのまま記載してございますので、これは法律上禁止されることになります。

2つ目のポツですけれども、その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として、総務省令で定めるものを約し、または第三者に約させることと規定しておりまして、今後、検討すべき事項として、この総務省令の内容が挙がってくるという建てつけになってございます。

2の行き過ぎた囲い込みの禁止につきましては、条文ベースで申し上げますと、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際して、利用者に対し、一番下の箱ですが、契約の解除を行うことを不当に妨げることにより、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして、総務省令で定める料金その他の提携条件を約すること等が禁止の対象となるという法律上の建てつけになってございます。

9ページ、次のページに行きまして、これらの完全分離と囲い込みの禁止について、今後、具体的に省令でどういうことを規定していくのかということが、9ページ以降に簡単に記載してございます。

まず9ページですけれども、上の箱の中に太字であります。約することが禁止される「利益の提供」をどのようなものとするかということが、まず最大の検討項目であろうと考えております。

検討すべき事項、その下の表ですけれども、左側に一番大きくくりの丸のところ、まず1つ、どのような内容の「利益の提供」を禁止するのか。それから、一番下に行きまして、どのような形式の「利益の提供」を禁止するのか、大きくこの2つがポイントになるのか

と考えております。

上の箱、どのような内容の「利益の提供」を禁止するかの右側、参考の欄に、今後の検討の参考とすべきものとして、緊急提言の関連のご指摘を記載してございます。それから、具体的なイメージを持っていただくために、現行の枠組みがどうなっているかという観点から、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」、単にガイドラインとその下はいつておりますけれども、ガイドラインの記載ぶりについてもここで記載しております。

まず、どのような内容の「利益の提供」を禁止するかという件につきましては、まず緊急提言の指摘、右側、参考欄の一番上ですが、緊急提言のご指摘では、通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引等については、分離の徹底の観点から見直すことが適当であるというふうに記載してありまして、一定期間の継続利用というところに着目して、これについて徹底すべきという記載ぶりになっております。

そのため、どのような内容の利益の提供を禁止するかの具体的な検討項目の1つとしまして、通信役務の一定期間の継続利用の有無に応じて、禁止される利益の提供を異なるものとするのかどうかというのが1つ挙げられるのではないかというふうに記載しております。ちなみに、これに関しては、現行のガイドラインがどうなっているかということが右側に記載しておりますけれども、一定期間の継続利用の有無にかかわらず、現行は基準を定めていると記載しております。

その下にいきまして、では一定期間の継続利用を条件としない場合に、仮にそれぞれ「利益の提供」の内容を分けるとすると、それぞれどうするかというのがその下に記載してあります。現行のガイドラインの扱いはその右に記載してありまして、スマートフォンを購入する利用者には、合理的な額の負担を求めることが適当というふうに記載してありまして、これを読んだだけではなかなかわかりにくいのですが、11ページに現行のガイドラインを簡単に図示したものがございます。

現行のガイドラインは、仮に定価が10万円の端末でしたら、真ん中の絵のところですけども、当該定価が10万円の端末の2年前の先行同型機種の下取り価格というのがありまして、それを合理的な額の負担、お客様が負担すべき合理的な額であるというふうに観念して、10万円からその分を差し引いたものが割引可能額であるという規定の仕方をしております。

9ページに戻っていただきまして、現行そのようになっておりますけれども、今後、ど

うしていくかということが検討すべき項目として挙げております。その下の検討すべき事項ですけれども、下から2つ目の箱ですが、まずガイドラインの方をごらんいただきたいのですけれども、ただいまご説明いたしましたことは、基本的には端末を買った場合にと  
いうように、端末の購入を条件としてどういう割引が合理的なのかということ的前提として  
しております。

ただ、今のガイドラインでは、ただし書のところですが、端末の購入を条件としない場合であっても、MNPによる通信契約の締結を条件とする場合には、ガイドラインの対象になることを規定しております。現在の取扱いがそのようになっていることを踏まえまして、その左に行っていただきまして、今回検討すべき事項としましては、端末の購入を条件としない利益の提供であっても、端末の購入に際して行われる場合に、特に禁止されるべき場面、シチュエーションというのがあるのかということに記載してございます。

一番下、どのような「利益の提供」を禁止するかということが検討すべき項目の大きな2つ目として記載しております。その右を見ていただきますと、購入代金の割引、金銭その他の経済上の利益、これはキャッシュバックとか商品券、あるいはポイントバック等々を想定しております。「並びに」以下4行ほどについては、現行のガイドラインが電気通信事業者のみを対象としていることから、代理店に対する金銭の支払いというのもこの中に含めるといふ趣旨のことを記載してございます。

10ページに行ってくださいまして、9ページでは約することが禁止される「利益の提供」の内容について検討すべき事項を挙げましたけれども、10ページはその禁止される「利益の提供」の外延、あるいは例外について記載してございます。

まず検討すべき事項として、左側にあります、対象とする移動電気通信設備というのはどのような範囲のものとするか。参考としましては、ガイドライン上はスマートフォンを対象としていまして、新品であることを前提としてございます。検討すべき事項の2つ目としまして、現行ガイドラインで許容されている例外について、今後どのように考えていくのかということも挙げております。右側にありますガイドラインの扱いですけれども、現在は、ここに記載してありますとおり、在庫の端末の円滑な販売を図ることが必要な場合、それから、携帯電話の通信方式の変更、周波数の移行を伴う場合、廉価端末の場合といった場合を例外として記載してございます。検討すべき事項、一番下に行きまして、これまでは緊急提言、あるいは現行のガイドラインを踏まえてこういうことが検討すべき事項として考えられるのではないかとことを挙げておりましたけれども、そのほかにも

検討すべき事項があるのかなのかということに記載してございます。

12ページに行ってくださいまして、行き過ぎた囲い込みの禁止についての検討項目を挙げてございます。行き過ぎた囲い込みにつきましては、上の箱にありますように、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、契約の解除を行うことを不当に妨げることにより、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして、総務省令で定める役務に関する提供条件について約することが禁止されますが、禁止される「提供条件」の内容をどのようなものとするかということがテーマになってまいります。

検討すべき事項としましては、既にこれは右側の参考のところにもいろいろ記載してありますように、緊急提言でのご指摘で、検討すべき事項、あるいは検討すべき内容の方向性についていろいろ記載してございますので、検討すべき事項もそれに添って記載しております。上から、期間拘束の期間をどのように考えるのか。違約金の水準というのを項目として挙げた場合にどのように考えるのか。期間拘束の有無による料金差というのを項目として挙げるか。挙げる場合にどのように考えるか。それから、期間拘束の自動更新の条件についてどのように考えていくのかということを検討すべき事項として挙げております。

一番下に、そのほかに検討すべき事項はあるかということに記載しております。右側にいきますと、緊急提言におきましては、自動更新を伴う期間拘束を伴う通信契約を前提として提言がなされているところでもありますけれども、そのほかに自動更新を伴わない期間拘束を伴う通信契約、具体的には最低利用期間を設定するような通信契約の扱いでありますとか、あるいは期間拘束を伴う通信契約ではないけれども、拘束性がある提供条件というのがほかにあるのかなのか、そういったことが検討すべき事項として挙げられるのではないかということに記載しております。

モバイル市場の競争の促進関係の最後で、15ページに行ってくださいまして、検討すべき事項の3点目として、施行日より前に締結された通信契約、いわゆる既往契約についてどう扱うかということが検討項目として挙げられるだろうということに記載しております。下の箱の一番上、そもそも施行日より前に締結された通信契約がどうなるのかということにつきましては、その一番上に記載してありますが、施行日の時点でどう扱うか。これは右側、参考にご覧いただけますように、法律上の扱いとしては、法律において禁止行為の対象とするのは「約する」ことであると。したがって、施行日時点で既に約している既往契約の効果に影響が生ずるものではないということに記載してございます。

ただし、2つ目の箱でございますけれども、では、施行日後に更新をした場合、あるいは条件を変更する場合、これをどう扱うか。これは参考のところにありますように、基本的には更新、あるいは条件の変更は「約する」に当たるということになるために、新法の規定に適合する提供条件とすることが原則になるわけですが、これをどう考えていくのかということに記載しております。

それから、一番下に、その他留意すべき事項があるかということで、ここに想定しておりますのは、既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行を希望すると、そういった場合にどう考えることができるのかということに記載しております。

以上が、モバイル市場の競争の促進に関する法律の概要と検討項目でございます。

次のページ以降が、販売の勧誘の適正化及び届出制度についての法律の概要と、検討項目をご紹介します。17ページをごらんください。

17ページは、勧誘の適正化に関する検討項目でございます。上の箱でございますように、今回、勧誘の適正化に向けまして、①、②、2つの改正項目があります。①が、自己の氏名もしくは名称または勧誘である旨を告げずに勧誘する行為を禁止しますという規定でございます。2つ目が、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして省令で定める行為、これを禁止しますということを、今回法改正で追加してございます。

まず、その下にあります1、自己の氏名等を告げずに勧誘する行為につきましては、この箱の中にありますことが禁止行為として規定されているわけですが、条文の一番後ろを見ていただきますと、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除くという建てつけになってございます。この総務省令で定めるもの、すなわち適用除外となる行為をどのようなものとするのかということを考える必要があるということに記載しております。

次の18ページに、現行の利用者保護規律に関する適用、現行の利用者保護規律において、どういう適用除外があるのかということを一覧にしてございますけれども、一番右側に、上から例えば提供条件の説明義務であれば、法人契約等々が適用除外になりますということが記載されておりますが、これをどう考えていくかという検討項目でございます。

17ページに戻っていただきまして、参考にありますように、緊急提言の言及におきましては、苦情相談に基づく総務省の分析では、携帯電話についてはキャリアショップや量販店等の店舗販売、FTTHについては電話勧誘というのが多いということ。2つ目のポ

ツですけれども、光コラボの代理店による電話勧誘による苦情相談が相変わらず多いということ、今回こういうようなことで法改正に至っているということが参考になるのかということによって記載してございます。

2つ目、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれのある行為。これは省令で定めることになってございますけれども、これをどう考えていくかということによってございまして、参考のところにありますように、緊急提言におきましては、電気通信サービス契約の媒介と一体として行われる販売代理店の業務において、電気通信サービスに関して利用者の利益を阻害するような不適切な実態があれば、業務改善命令を行い得ることとするというふうに記載してございまして、利用者の利益を阻害するような不適切な実態との関係でどのように考えていくかということに記載してございます。

一番最後、19ページにいきまして、最後に販売代理店の届出制度の概要と、届出制度に関して検討すべき事項をご説明いたします。

まず上の箱ですけれども、今回法改正で追加しましたのは、販売代理店はその業務の開始に先立って、総務大臣に対して届出を行わなければならないと、そういったことを追加してございます。条文ベースで見ますと、その下の1のところにありますように、①から④が法定されてございまして、すなわち①氏名や住所、②が委託を受ける電気通信事業者、委託元、自分の真上の人ですね。③が、その販売代理店が取り扱っている電気通信事業者の氏名等。④が、その代理店が取り扱っている電気通信事業者の役務というのが法定されています。それ以外に省令で定める事項を、今後検討していくという建てつけになってございます。

参考としましては、緊急提言のご指摘では、販売代理店の存在を事業者経由で間接的に把握するのではなく、行政が直接把握するための必要最小限の制度として届出制を導入しましょうという関係の記述を記載してございます。

一番下、その他利用者利益の保護のための措置ということで、個別の直接的な法律上の委任はないけれども、検討すべき事項として挙げておりますのは、販売代理店の業務の適正性の確保及び利用者利益の保護に関する届出制度とするために何か工夫の余地、届出制度を活用すべき措置があるかどうかということに記載してございます。

以上でございます。

**【新美座長】** どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思いますが、検討項目が多岐にわたっているところで

ございます。大きく分けて、モバイル市場の競争促進のための検討事項、それからもう一つが、利用者利益の保護のための措置に関する検討事項、2つに分かれます。さらに前者は、通信料金と端末代金の分離、それから2番目に、行き過ぎた囲い込み禁止、それから既往契約という3つになります。そういう意味で、この順序で皆様のご意見を賜って、さらに議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、まず最初に、通信料金と端末代金の完全分離につきまして、ご質問、あるいはご意見ございましたらよろしくお願ひします。じゃあ横田さん、お願ひします。

【横田構成員】 消費者WG構成員の横田でございます。行政法学者がここに1人しかおりませんので、ちょっと大枠の確認をさせていただきます。

今回、法改正において省令で定めるものとするものが幾つかあると。それを埋めるために議論をするということですが、参考のために挙げていただいた9ページ以降の参考というところに入っている緊急提言、これは我々がつい先日来から議論している内容ですので、位置づけとしてはわかるのです。しかし、この次の9ページの参考の2個目の丸にあります、スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン（以下ガイドライン）ということで挙げられているもの、こちらについてご説明の際には「現行の」とおっしゃいました。しかし、これは法的な建てつけとしては、法第29条の業務改善命令をする前段階における行政指導指針、あるいは業務改善命令をする際の処分基準ということで理解しているんですけれども、そのような理解でよかったですでしょうか。ちょっと確認のために質問させていただきます。

【新美座長】 それでは、事務局のほうでご説明をお願いします。

【廣瀬事業政策課企画官】 ご指摘のとおりでございます。このガイドラインは、現行、電気通信事業者に対して、法第29条第1項第12号に基づく行政処分をする場合における処分基準、考え方を明確にしたものでございます。今回ここに書きましたのは、検討すべき事項で、内容はどのようなものかとか、どのような形式かといった場合にちょっとイメージが湧きづらいかと思われましたので、記載させていただきました。

【横田構成員】 ありがとうございます。今の確認の趣旨なんですけれども、つまり今回は、大枠の業務改善命令のガイドラインということではなくて、今日ご説明のありましたとおり、新たに設けられた条文の、条文が行政に委ねた箇所を補充する内容の委任命令をつくる際に、どのような観点があり得るか、あるいは文言があり得るかということですので、必ずしもガイドライン等を書いてある書き方自体が適切かどうかはまだ開かれた問

題であると理解しています。というのは、実はこの建てつけが変わったことによって、かえってよくないということもあるのではないかと思います。事前レクでお話を伺ったときに少しそこが違和感がありまして、このようにお示しいただくことで一応イメージはできるものの、このままでいいんだろうかという違和感があったものですから、確認させていただいた次第です。あくまで私の立場としては、今回条文として出てきた適正な競争を確保する必要があるもの、今は7ページの下線になっているところを読み上げましたけれども、それを補充ないし明確にするための議論だというふうに私は理解しております、というコメントです。

【新美座長】 今のような理解でよろしいでしょうかということですが、よろしいですか。

【廣瀬事業政策課企画官】 同様の理解でございます。

【新美座長】 それじゃ、近藤さん、お願いします。

【近藤構成員】 老テク研究会の近藤でございます。

3ページの右側の改正法の措置の②の、行き過ぎた囲い込みの禁止、違反した場合は業務改善命令の対象とあるんですが、この違反というのは、どなたかがお調べになるのか、それとも消費者センターなり普通の人たちが電話で、例えばこれは違反の対象ではないかというふうにお伝えしたときに、それが処罰の対象になることが検討されるのでしょうか。それとも、またそういうのはこれから検討されるのでしょうか。教えてください。

【新美座長】 どうぞ、よろしくお願いします。

【廣瀬事業政策課企画官】 まず、行き過ぎた囲い込みの禁止につきましては、契約の形態ということで外形上明らかになるので、そういうお話が総務省に入ってくれば、それを確認した上で違反していれば、相応の措置をとるということになります。

【近藤構成員】 いや、総務省はとても遠いので、一般ピープルから総務省はとても遠いので、これはどういう想定をしていらっしゃるのでしょうか。マスコミとかになるんですか。

【新美座長】 どういうルートで情報が入ってきたら対応するのかということ。

【廣瀬事業政策課企画官】 ご指摘のように、消費者の方々からのお話も1つですし、マスコミもそうかもしれない。いろんなチャンネルから集まった情報を踏まえて、その事実関係を確認して対応していきます。

【近藤構成員】 いやいや、ちょっと後でまた教えていただくということで。言葉が通

じていない感じがするんですけど、普通の人たちが、一般の人たちが、業務改善命令の対象になりますよというふうに新聞とかで見ると、すごく強い感じがすると思うんですね。そうすると、そういうのを告発と言ったら失礼ですけども、すごく変な言い方なんですけれども、みんながみんないい人で、いいユーザーで、立派な人ばかりではないので、こういうものをどういうふうに意見として取り上げていっていただけるのか。ちゃんとした意見で、それは例えば、消費者センターなりが受けとめていただけるのか。それとも、何かTCAのホットラインみたいなものがあるのかとか、そういうような具体的な何かアクションがあれば、私たちが利用者の人たちに、困ったことがあったらこういうふうに行けるのよと伝えることができるので、そういったことも含めて広報のあり方ですとか、ご検討いただけたらいいなと思います。以上です。

【廣瀬事業政策課企画官】 わかりました。詳細についても考えていきます。

【新美座長】 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。完全分離についてです。ほかにございませんでしょうか。

なければ次に……。じゃあ北さん、お願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

たくさんあり過ぎて何から話していいのやら。これから検討していくべき課題、事項として、足りていない部分についての指摘をさせていただきたいと思います。これから業界関係者のご意見を伺うのでしようから、質問事項として加えたほうがいいのではないかという点をお伝えします。

利益の提供の中身については、まさにこれからの議論ですが、もし仮に上限値のようなものが規律された場合、キャリアと代理店で合算してその金額を上回らないようにするのか、あるいは韓国のように、キャリアはここまで、代理店は幾らまでというふうに別々に規律するの、どちらがいいのかという事項があると思います。

それから、10ページですが、対象とする移動端末設備について、現行のガイドラインでは新品のスマートフォンだけを前提にしていますが、タブレットやガラケー、あるいは新品だけではなく中古端末やリファービッシュ端末も含めるべきかどうか、という事項があると思います。

それから、法人の相対契約について、完全分離を適用するかどうかは、重要な検討すべき事項ではないかと思います。現在、法人相対契約というのは、タリフに基づかずに、キャリアが大企業に対して、スマートフォンと通信回線、プラス多様なソリューションやサ

ポート体制などを組み合わせた提案を行い、キャリア間でのコンペを経て選ばれるという競争を行っていますが、現実としては、ただ同然で端末を配り、通信料金も激安というような安売り合戦が行われています。

とはいえ、キャリアと企業との間の取引というのは、通信契約及びスマートフォンの販売に限りません。そのほかのソリューション、あるいは他のビジネスでの協業があるかもしれないので、トータルで考えたらプラスになるんだよ、ということで、激安の競争が行われているわけです。

今回、法人相対契約も完全分離の対象にすれば、大企業はスマートフォンを激安で買うことはできなくなるということですね。それでいいのではないかという考え方がある一方で、これからのIoT、あるいは5Gの進展を考えたときに、キャリアは、現在でもたくさん企業の5G等に関するユースケースの開発を行っているわけですが、結局トータルで見ればプラスだよねということも5G時代においても続けるべきとするならば、法人相対契約は対象外にすべきという考え方もあると思うんですね。どちらがよろしいのかということも、検討すべき事項だと思います。

それから、潜脱的行為といいますか、この業界、穴があったら必ず入ってくる、すり抜けるという業界であります。二度とこのような検討はしないという覚悟で、今回皆さん臨んでいると思いますが、きつとこういう行為が行われるんだらうな、ということがたくさん想像されます。それをあらかじめつぶすのか、きつとそういう行動に出るんだらうかと予期して注視していくのか、その考え方も含めてなのですが、まず、端末価格の操作が行われると思います。

例えば、韓国のように33万ウォンまで引いてもいいよという話になった場合、キャリアがメーカーから仕入れる端末の仕入れ値に、通常は粗利を乗せて売っていますが、その粗利を少なくする、あるいは、場合によっては下回るような価格をつけて売れば、そこから例えば33万ウォンの値引きにできるわけですから、この端末価格の設定をいじることで、いろいろできるわけです。

あるいは、キャリアがメーカーから安く端末を仕入れて、価格を安く設定して売り、メーカーはキャリアからキックバックをもらう。iPhoneについては、日本ではわかりませんが、海外のキャリアでは一時、iPhoneを安く仕入れるかわりにiPhoneユーザーを獲得することに対して、キャリアがアップルにキックバックするという、レベニューシェアという契約がありまして、キャリアとして選択可能になっていたのです。

今もその選択が可能なのかどうか私はわかりませんし、日本のキャリアがそういう契約を結んでいるかどうかは全くわかりませんが、まさにそのような取引をメーカーとすれば、安く端末を売ることができるのではないかと。

例えば、よく量販店で、カメラを買ったときなどにキャンペーンをやっています。渡されたはがきを書いて、あるいはネットにアクセスして申し込むと、5,000円キャッシュバックとか1万円キャッシュバックって普通にやっています。メーカーが端末購入者にキャッシュバックする、クーポンを渡す、いろんなやり方があります。キャリアからメーカーにキックバックする。そういうお金の流れが、これまでは回線と端末が一体になっていたもので、そんな面倒くさいお金の流れを敢えて作らなかったと思うのですが、切り離された途端に、メーカーを使ってお金を流し込むということが、頭の中では容易に想像されます。果たしてそういうことが本当に行われるのか、そういうことを行いますかという質問を、キャリアにぜひ質問したいと思います。

それから、頭金ですね。一部の代理店は頭金取っていますが、この頭金の取り扱い、端末の価格に含めるのかどうかといった点。まだ他にもいろいろありますが、とりあえずこのあたりでとめておきたいと思います。

**【新美座長】** ありがとうございます。これも論点として押さえておきたいということでございます。

ほかにご質問。じゃ、森さん、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。消費者WGの森です。済みません、これはちょっと事前説明もしていただいたのに、ちゃんと十分に理解できていなくて申しわけないんですけれども。ちょっとこの一番最初のやつが難しくて、済みません、重ねてのご質問になります。

9ページの禁止される利益の提供のところなんですけれども、どのような内容の利益の提供を禁止するかということで、その表の2行目ぐらいから、通信役務の一定期間の継続利用の有無に応じて禁止される利益の提供の内容が異なるものとするか。この通信役務の一定期間の継続利用の有無というところがちょっとよくわからなかったんですけれども、それはその前のスライド、8枚目の条文のほうをちょっと見ていただきますと、1の通信料金と端末代金の完全分離というところで、太字のところだけ読みますが、移動端末設備販売等に関する契約の締結に際し、利用者に対し、1ポツが移動電気通信役務の料金を当該契約、販売契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとするのがまず禁止

されていて、その2ポツで、その他これこれの利益の提供というふうになっていると思うんですが、仮に利益の提供のほうで一定期間、通信役務の継続利用をしたら、その残債を免除しますということになったら、1ポツのほうに当たってしまうのではないかと。通信役務の料金は変わらないけれども、済みません、ちょっとその関係で、残債免除みたいなことと、通信の料金が一定であれば、私、どうしても以前の適正化のガイドラインの全体的な枠組みから抜けられないものですから、じゃあこうお聞きしようと思いますが、一定期間利用したら、端末の残債が免除されるということになったとしても、それは1ポツのほうには当たらない。通信料金は変わらないから、1ポツの禁止には触れないで、これは2ポツのほうで規定すべきという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【新美座長】 では、よろしくお願ひします。

【廣瀬事業政策課企画官】 ご指摘のとおりでございます。通信契約、端末の購入に際して、利用者に対して、通信料金を下げるとするのは1ポツのほうに当たりまして、大幅な残債免除を含む端末代金の割引とか、端末を買ったことに着目して通信料金の割引以外の利益を提供することは全部2ポツのほうに入ります。その2ポツを場合分けするのかというのが、先ほどの一定期間の継続利用を条件とするかどうかという話になっていると。

【森構成員】 わかりました。ありがとうございます。

【新美座長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。じゃ、市川構成員。その後、黒坂さんお願ひします。

【市川構成員】 慶応の市川です。今、お話があったところにもかかわるのですが、今回ルールを作っていく中で重要なのは、不当に廉売をしないということだろうと思っております。競争の促進と適正な競争関係の確保をしようとした場合、全体として「利益の提供」のところをどう規定していくのかという議論については、まさに毎回、そもそも分離をしたかったのだという根本に戻って考えないと、ちょっと混乱するなと思っております。先ほど北さんがおっしゃっていた、仕入れの力というのは競争の1つではあつたりしますから、その話とこの話の関係をどう見るのか。

それで一点気になったのが、独禁法のほうでも、小売も含めて不当廉売のガイドラインがありますので、そのときに10ページのような、やや端の話で恐縮なのですが、在庫があるので、それをはくときにはもういいでしょうとかというときも、これもおそらく代理店ごとに言っていること、在庫が違ふだろうとかいう話に入っていくと総務省としても厳しいと思っておりますので、ある程度考え方の枠組みのようなものを示さないといけないかと。

端末側については、そういう意味では区切ったがためにだんだん一般の商材には近くなるということはあるので、それについてどういう判断を示していこうとするかというのは、筋が通った話を用意しないと、ややこしくなるかなというふうに思っております。

【新美座長】 ありがとうございます。独禁法との絡みをしっかり整合性を見ておったほうがいいということだと思います。

ほかに。黒坂さん、お願いします。

【黒坂構成員】 慶応大学の黒坂でございます。まず9ページについて、この後、総務省令が詳細に定められていくという前提のもとに、この論点、視点をぜひ整理していただきたいという意見を幾つか申し上げます。

先ほど横田先生のお話の中でも、ガイドラインとこの省令との関係というか整合についてご指摘があったかと思えますし、そのやりとりも大変参考になりました。その上で、目指すべき理念であるとか公益であるとかというところを、このガイドラインのもともとの考えと、緊急提言以降の今回の法改正及び省令で目指すところもかなり重なる部分があるかと思えますので、この2つについては、適切な部分はカバーをし、あるいはガイドラインに書かれているものでも外し、あるいは書かれていないことでも追加しというようなことが必要だろうというふうに思っております。

その観点でまず全体を見直していただくということが大前提でございますが、例えば現在のガイドライン、具体的なところを少しご指摘しますと、幾つかそれぞれの項目で例外とされている規定があるかと思えます。例えば、対象とする端末ですね。利益提供の対象となる端末の話についても、在庫端末というのをどのように扱うのか、あるいは廉価版端末についてどう扱うのか。あるいは、周波数移行といったやむを得ない不可抗力的な事情による端末の移行というものをどのように扱うのか、こういったものがガイドラインの中では例外として位置づけられているかと思えます。

今回の総務省令の中においても、これはやむを得ない事情だよねと。あるいは、これは理解できるよね。あるいは例えば在庫という言葉1つとっても、在庫って一体何を意味しているのかというようなことが、可能な限り明らかにされるべきだろうと思えますので、ぜひここは検討のポイントとして詳細に踏まえていただけるとありがたいと思っております。

また、同じく9ページでございますけれども、この全体について該当するところかと思えますが、行き過ぎた端末購入補助というのがもともとガイドラインの頭にあるところで

ございまして、これを反対に引っくり返せば、行き過ぎていない端末購入補助というのもこの中の射程に含まれるというのが当然あるわけです。今回、もちろん完全分離を目指しているわけですから、できる限りそれは分離するものであるという前提のもとに立脚するところだとは思いますが、どの程度のものであれば、あるいはどの程度の利益の提供であれば、それは許容されるものなのか。それは例えば、金額に関する水準の話なのか、あるいはパターン分け上、商行為として整理した上でのパターン分けで、これはもう明らかに捨象していいと、考えなくていいというようなものが何かあり得るのかというようなことについても整理が必要であろうかと思っております。

今回、先ほど北さんからのお話にもあったとおりさまざま議論がある中で、できる限り決着をつけようというようなことがあるんだとすると、できる限り詳細に明示、定義をしていくということがやはり期待される場所ではないかと思っておりますので、少なくともガイドラインで設定されている設題についてどのように整理していくのかということは、省令の中でも反映していただきたいと思っております。以上です。

【新美座長】       ありがとうございます。これも大事なポイントだと思っておりますので、ぜひ検討していきたいと思っております。じゃあどうぞ。

【西村（真）構成員】       端末購入補助については、現在、定期的にキャリアの方から総務省に報告がされていて、その推移を見て適正かどうかを判断されていたと思うので、今回、改正後がキャリアだけでなく代理店もこれを守るということになってきますので、代理店全部から報告をどういうふうにするかというのがいろんな工夫は要りますけれども、定期的な報告でウォッチしていくという観点も大事かなと思っております。以上です。

【新美座長】       ありがとうございます。これも1つの重要な視点だと思います。

あとほかに。長田さん、どうぞ。

【長田構成員】       先ほどの9ページのところの言葉の問題で確認ですけれども、いろいろなところに通信役務の一定期間の継続利用という言葉が出てきます。モバイルの世界で、継続利用でない通信役務はどう実現できるのかよくわかりません。この一定期間のという言葉が何日までならいいですというふうに言われているかのように読めてしまっていますが、それはちょっといかがなものかなと思っております。全ての契約において同じような条件で、やはり禁止されるべきものは禁止されていくべきではないかなと思っております。

【新美座長】       これは期間拘束とは関係なくしたいというご意見ですね。これもご意見

として一応賜っておきましょう。

ほかにございませんでしょうか。まだ項目いっぱいございますので、完全分離についてはこれぐらいにして、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、行き過ぎた囲い込みの禁止について、ご意見等賜りたいと思います。じゃ、長田さん、どうぞ。

**【長田構成員】** ぜひ今日お伺いしたいと思って参りましたのは、この間の土曜日に菅官房長官がフェイスブックで、電気通信事業法の改正のところで書いていらっしゃるんですが、通信と端末とのセット販売や年縛りなどをできないようにし、利用者にとってわかりやすい仕組みとしましたというふうに書かれています。私の理解では、2年縛りはやめてくださいと長年ずっと申し上げてきたけれども、それが実現できていない、今回はというふうに理解していましたが、そういうふうに官房長官のフェイスブックにあるということは、私の誤解であったのかと。官房長官、応援してくれていたのねと勝手に喜んでいるわけですか。気持ち的にはそういうことなのか、でも国会審議の中では、多分それは実現できていなかったような気もするので、そこのところはちょっときちんとご説明をいただけたらいいなと思います。

**【新美座長】** 官房長官の発信とどういう関係にあるのかというご質問ですので、何かございましたらお願いします。

**【大村料金サービス課長】** 国会審議での過程での政府側の答弁のことも言及いただきましたけれども、私ども考えていますのは、一般的に行われている、ほかの分野でも行われているような一定期間をお約束するような契約としての、例えば2年間の契約、そういうもの自体は禁止されるものではないけれども、現在行われているような著しく高い違約金、拘束期間がない契約との差が非常に大きいもの、そういう形での縛りのかかったような期間拘束契約というものは、今回の法律によって見直され、廃止されるものと考えているところでございます。

**【新美座長】** よろしいでしょうか。

**【長田構成員】** 済みません。ただ、今後競争の中で通信料金が下がっていくということとをみんな期待しているわけですが、毎回申し上げていて恐縮ですが、2年縛りをしたり自動更新をしたりするから、違約金の多寡や説明について皆さんいろいろ悩まれたり、それから、説明もすごく時間がかかるわけです。これは事業者の皆さんへのお願いですけれども、自主的な取り組みとしては、期間拘束のないものでシンプルに安い通信料金

でサービスが提供できるという方向に、いずれ向かっていただきたいというのは、もう一度申し上げたいと思います。

【新美座長】 これは1つの論点として議論していくことになろうかと思いますが、こういう継続的な契約において、期間の定めをするということは決して否定されるべきものではないですね。問題は、期間の定めをしたことによってどれだけ縛りをかけていくのか、合理的かどうかというのが問題になるわけでありますので、期間拘束、あるいは期間の定めというものを約束した以上は、一定程度契約の拘束力がありますけれども、それがどれぐらい合理的かどうかというので、今後議論していくことになろうかと思いますが、それはまさにこの場での議論ということになっていくかと思います。

どうぞ、市川さん。

【市川構成員】 ありがとうございます。まさに今、座長おっしゃったとおりで、今回で言うとまさに長田さんご指摘のように、このように縛っていることによって、そのレバレッジを使って端末の価格を下げて、という話になっていたところだと思うので、そういう意味で、契約1個ずつに関してでいうと、当事者が結ぶ契約に期間拘束がある、ないというようなことが存在していること自体は別に構わないと思います。問題は多分、例えば違約金とかもそうですけれども、事実上、拘束をしている意味があまりないようになればそれで終わってしまうという話だと思います。

今まででいうと違約金というのは基本的に消費者契約法に違反していない、しているみたいな話をしていたわけですが、今回及びこれまでさまざま指摘されてきた話でいいますと、基本的にスイッチングコストは下げて、事業者間の競争を促進しなさいということでこの法律が通っていますので、ここについて、今12ページに書いてある書き方ですと、著しく高い場合には過度に拘束していることになるというのが、これまででいうところのコスト負担と合わないからという話ではなくて、競争促進的であるかというところから見て、このスイッチングコストがどれぐらい拘束になっているかということを決めていかななくてはならない、ということだろうと思います。

そういう意味で、実はあまり易しい話ではないですけれども、この辺りが回り回って長田さんへのお答えにもなるのかなと。要するに、適正な競争関係をつくるために法改正をしなくてはならなくなったのはそういうことだということを、どのように省令及びガイドライン、判断の仕方に反映していくかということとは1つ大きなポイントなのかなと思っております。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかに。森さん、どうぞ。その後続いてお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。これについては、どちらかというところと緊急提言でわりとイメージが既にできているところではないかと思っていますので、12ページのところですけども。私も当初の期間拘束を設けて、期間拘束のないものと条件を変えて提供するという事は、それは可能だと思います。もちろん期間があまり長くなると、またちょっとそれはそれで問題があるかもしれません。問題は自動更新のところだと思いますけれども、1つは契約の最初に自動更新をするかどうかというのをユーザーに選択させるということ。自動更新の有無について、区別を設けないということと、もう一つの問題は、もしかしたら当初期間が終了した後に、原則として期間の定めのない契約になる、それが消費者の意思には合致していると思うんですけども、そうでないことを完全に禁止するのかどうかというのは1つの論点かなと思っています。

消費者が選択するんだったら、更新時において選択するという事だったらいいのかもかもしれませんが、今だとわりとどうしても2年、2年でロールオーバーして、その期間の定めのある契約が断続的に続くわけですけども、断続じゃないですね、連続的に続くわけですけども、そうじゃなくて、当初は期間はあると。合理的な期間は可能であるけれども、その後は原則として期限の定めのない契約になるというのが、わりとユーザーとしては想定するところなので、そこを検討する必要があるかなというふうに思います。

【新美座長】 ありがとうございます。それじゃ、続いて西村さん、お願いします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。西村でございます。今回の行き過ぎた囲い込みの禁止という条文のほうをごらんいただきますと、不当に妨げる、不当という言葉が使われておりましたり、その後に電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれというような形で、おそれがあるものというような限定がかかっていたり、不当性の判断というものが省令において、できる限り詳細に示される必要があろうかと思っています。

逆に言えば、不当ではないという例外的な事情というのをも同時に考える必要があるのですけれども、これについては、やはり既に構成員の方々のご指摘のとおり、これまでの事例の類型化、あるいは総務省側がまとめていただきましたスライド番号12の各項目というのが1つの指標になっているのかなと思っています。

しかしながらこの点、逆を言えば、これもまた既に構成員の先生方がご指摘のとおりでございますが、実質的に不当だというような判断も十分に可能でございますので、例えば

ですけれども、利用者がスイッチングが容易でなくなる、そういった実質的に不当な場合という判断も、実は省令の中で考えていかなければいけない論点になるのかなと思った次第でございます。以上でございます。

【新美座長】 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、木村さん、どうぞ。

【木村構成員】 主婦連合会の木村でございます。私は、期間拘束の期間については、特に若い人の場合は生活の変化が激しいですから、2年契約という場合に、最初の2年はまだいいですけれども、自動更新、また自動更新となって、どんどん同じ契約をするというのは大変不合理ではないかなと思っている次第で、消費者WGでもございましたけれども、やはり自分の生活パターンに合わせて契約内容を変えていける、自分に合ったプランに適宜変えていけるような、そういったものが望ましいのではないかなと思っています。ですから、今回自動更新をどうするかですとか、拘束期間ですとか、そういうところではきちんと検討していくべきではないかなと考えております。

あともう一つ、違約金の水準ですけれども、13ページとかを拝見しますと大体9,500円、税込になりますと1万円を超えるという価格になると思いますが、大変高額だと思っておりますので、そこについてもきちんと考えていくべきではないかなと思っています。ただ、実際には違約金をきちんと払う方がいる一方で、キャッシュバックなどで戻されることも多いということも聞いておりますので、その辺のことについてもぜひヒアリングでお聞きしたいと思っている次第です。以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、囲い込みの問題については以上にしまして、次に、既往契約の扱いについてご意見をいただけたらと思います。これはかなりテクニカルな問題でもありますけれども、扱いには悩ましいところもございますので、どうぞご意見いただきたいと思います。横田さん、どうぞ。

【横田構成員】 民法を勉強してから随分たってしまったので、むしろ民事法の先生がいらっしゃるのでお伺いしたいんですけれども、これ、ご説明の中で、更新のときに約するに当たるため、新法が規定する提供条件になるのが原則であると。これだけだと特に何もおかしいことはないように思うわけですが、事前レクでディスカッションしたときに、

例えば違約金が今、九千幾らあるのが、今回新法ないし新省令が適用されると、例えば5,000円になるとか、そういうふうになるのであれば、料金も上げたいということをする更新時に言ってくるのではないかという危惧があるようです…というふうなご議論があったんですが、それってそもそも既存契約の更新じゃなくなるような気がして。そのようなもの場合、もともとの契約との関係の拘束力というのは発生しないんじゃないかというのが素直に感じたところなんですけれども。

今回、施行日以降の法律上の扱いという、参考に書かれた以上の、施行日以降の条件の変更であるとか、既往契約の更新といったときに、どういう点が問題なのかいまいちまだよくわかっていないところがありまして、この点ちょっと事務局に1回ご趣旨をもう一度説明していただいた上で、何を議論すればよいのかというのを確認させてください。ここだけちょっとほかのところは省令事項を決めろという話なんですけれども、ここだけちょっと違うものですから、もうちょっとご趣旨を教えてもらっていいですか。

**【新美座長】**       じゃ、事務局からよろしくお願いします。

**【廣瀬事業政策課企画官】**       これは我々の懸念としては、ご指摘のあったように2つ目の丸で、更新あるいは条件の変更をする、特に更新ですね。更新の場合に、約するに当たりますといった場合に、約するに当たるので、旧法の更新は許されなくなってしまふ。旧法というのは、新しい法律、新しいルールに合致していない旧契約の更新は許されませんということに、今、法律上はなっています。法律の委任を受けて、省令で経過措置も規定できますけれども、もしそういう場合において、じゃあ既存のお客さんは更新時、新契約に強制的にいつてくださいますということになると、新契約の中に、お客さんに関して不利な条項がもしあった場合、省令に、とにかく全員新契約に行ってくださいというふうを書くのもなかなか憚られるということを懸念しております。

**【横田構成員】**       そうすると、例えば経過措置として、旧法においてなされた契約に基づいて更新をする場合には適用しないと、そういうことを書くべきか、そういうご趣旨ですか。

**【廣瀬事業政策課企画官】**       そうです、はい。具体的にはそれで。ただ、お客さんが知らないうちに、そのまま自動更新されるというのも困ると思うので、そこは一定のアナウンスというのが必要だろうなど。不利なことは一切ございませんということを含めて事業者からアナウンスをしてもらうのか、あるいはもし不利なことがあるのであれば、その不利なことも開示しながら旧契約を維持していくのか、それとも新契約、こういうふうなこ

とはあるけれど、新契約に行ってもらおうというルールにするのか、かなりテクニカルな話ではあるものの、細部についてそういう懸念があるという趣旨でございます。

【横田構成員】 ある意味、今後の議論のしやすさのために私自身は思ってもいないことも言いますが、例えば、合意によって旧契約を維持するという合意がなされた場合は適用しないというような例外条項を入れた場合に、果たしてそれが適正に機能するかどうか。例えば、そういう合意をとりましたよねというふうに書面で書いていただいて、旧契約のままで契約を続行いたしますというような運用にならないかどうかというのが、1つ懸念事項としてありますのが1点。

もう一つは、まさに森先生が先ほどおっしゃられたことってここですよ。すなわち、既存の旧契約を維持したいというような消費者がどれぐらいいるかというのが、多分緊急提言のときも、次の更新のときどうするかという話が議論の焦点になったと思うんですが、それと関係するような話だと思うので、私、この辺について、そういう意味ではノーアイデアというか、ここをどうするかについては明確な定見がありませんので、ほかの委員の先生のご意見を伺いたいところでもあります。済みません、ありがとうございます。

【新美座長】 今のは民法的な更新というのはどういうふうに理解するかの問題ですけども、更新というのは法律によってさまざまな規定の仕方がありまして、借地借家法なんかですと、法定更新をした場合には、期間を除いては前と同じ条件の契約を結んだものというふうに考えています。でもその場合も、前の契約がそのまま生き残るわけではなくて、一旦期限が来て終わって新たな契約が同じ条件で進みますということですので、前のまま、そのままオリジナルが生き残るというわけではありません。ですから、今、横田さんのご心配しているように、旧契約のままやりますよというのは、これはあくまでも旧契約の合意ですから、そこで終わります。だから、新しい契約をどうするかという問題になって、それを法律なり何なりで新しい契約をどういうものとするのが、法定の場合にはそれを書くことになるわけです。

ですから、今回の場合には、更新をした後は、この改正法でやる契約はこうなっていますので、この契約、新しい法律のもとでの契約として組みかえますよということになるというのが、通常言われるところです。だから、更新はそのまま継続するわけじゃありません。

森さん、どうぞ。

【森構成員】 ありがとうございます。これも私、事前説明で拝見したときには、この

とおりでしようと思わなかったんですが、おっしゃられてみれば、全くご懸念のとおり  
のことがありまして、法律で前の旧契約の条件のうち的一部分が無効になっているとい  
うことはあるわけで。そうなんですけれども、新しい契約の中身をどうするかというこ  
は、これは新たにキャリアが決める話なわけですから、じゃあどうするのよと。しかし  
たら嫌なユーザーもいるかもしれないということですから、ここはやはり法改正の趣旨に  
従って、旧来の条件と、新しく用意された条件と、ユーザーが選択できるようにするとい  
うようなことが無難な方法なのかなと思います。運用のところは、それはきちんと選択肢  
があるということを示していただければいいのではないかと思います。

【新美座長】 ほかにいかがでしょうか。じゃ、長田さん、どうぞ。

【長田構成員】 この15ページの3つ目の丸の、既往契約を締結しているものが更新  
時期を待たずに新規契約の移行を希望する場合の扱いというのは、つまりここで違約金を  
取るかどうかみたいなことを意味しているのでしょうか。

【廣瀬事業政策課企画官】 そうですね、直接的にはそうです。

【長田構成員】 ですよ。違約金を負担しなくても、移行できるようにすべきではな  
いかというふうに思いますということだけ申しておきます。

【新美座長】 これは意見として、今後の検討課題にしたいと思います。

ほかに。じゃあ市川さん、お願いします。

【市川構成員】 たびたび済みません。今、お二人がおっしゃっていることとそれほど  
変わらないのですけれども、やはりこれまでのかかっている拘束のほうで得をする人が、  
組みかえられた後どうなるかという問題が存在し得るといふときに、多分広い意味で不利  
にならないみたいな話にしておいて移すスキームをつくらないといけないかと思ひます。  
施行直前の人もいれば、そうでない人もいふというふうに個別の話があるので、テクニカ  
ルな話になりますから、多分テクニカルに対応したほうがいいと思ひます。

更新時に総額負担——総額負担もまた難しい言い方ですけれども、一定の期間内の総額  
負担は変わらないプランに組みかえますという話とか、あるいは懸念されたように、そこ  
から考え直すのですという話がまた混乱するので—そういうパターンが山ほど出ると思  
ひます—、おそらくヒアリングの機会があると思ひますので、そこでうかがえればと。お  
そらく変わる以上、事業者の皆さんが旧契約型のものをずっと引っ張り続けたいと思  
われているとも思えないので、移行措置は柔軟に、利用者が不利にならない形で柔軟に  
移れるようにしないと、短期的に損をしてしまう、得をする、というような話が生ま  
れるかと。

そうしたいわけではなく、機械的にそうになってしまう人が生まれそうなので、ここは丁寧に進めたほうがいいのかと思いました。

【新美座長】 これは具体的に議論するときに、さらに詰めていきたいと思います。

ほかにございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ最後の項目ということで、利用者利益の保護のための措置に関する検討事項ということでご意見賜りたいと思います。いかがでしょうか。石田さん、お願いします。

【石田構成員】 販売代理店の届出制度について、公表はどのようになるのかですけれども、代理店の届出が公表されて、どこの通信事業者の代理店かなどがわかればいいのかなど。消費生活センターのご相談でも、名前だけはわかっているけれども、どこの代理店だかがよくわからないということもあるので、公表も必要なのではないかと思います。

【新美座長】 今回の点は、さらに注意して議論を進めてまいりたいと思います。

ほかにご意見ございましたらどうぞ。いかがでしょうか。じゃあ近藤さん。

【近藤構成員】 済みません。適用除外というのは何でしょうかというのを教えていただきたいんですが。

【新美座長】 じゃあちょっと事務局のほうから、18ページですね。

【近藤構成員】 はい。

【新美座長】 18ページの一番右の欄のところ。

【廣瀬事業政策課企画官】 18ページのご説明をいたしますと、まず一番上に書いてあります提供条件の説明義務を例にとりますと、今、法律の26条におきまして、その右に書いてある規制というルールがあります。具体的には、電気通信役務の提供に関する契約の締結または媒介等をしようとするときは、お客さんに対して事業者、あるいは代理店は料金その他の適用条件の概要を説明しなさいませんとということが基本的なルールとして書いてあります。ただ、省令で定める場合は適用除外にします。このルールを守らなくてもいいというか、このルールを守るべき対象にはなりませんというのが、適用除外として法律から省令に委任されておきまして、省令で何が書いてあるかというところ、ここに書いてある4つのことが書いてあると。

具体的には、法人契約。法人との関係の、法人との間の契約行為に当たっては、左に書いてある適用条件の概要の説明はしなくていいですよとか、あるいは、親の契約をすると、自動的に使えるようになるローミングの契約であるとか、あるいは、これもかなりどうな

んだというのがありますけれども、一応法律上の話なので。公衆電話を使うときは、一回一回その都度契約することになるんですけれども、その場合に、公衆電話の受話器をとったときに、料金の適用条件が流れなくてもいいですよみたいな、そういうものでありますとか、あるいはその下にある接続共用関係。これは事業者間の契約を念頭に置いたというようなことが適用除外として書いてあります。

今回、17ページで、施行までの間に検討しなきゃいけないと記載してございますのが、今回の新しいルールで、自己の氏名もしくは名称、または勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないということが今回規定されておまして、例えば、電話で一定の電気通信サービスの勧誘をする際に、自分はどのような電気通信事業者であり、勧誘のために電話したんですよということは言うてくださいと。典型的にはそういうことを想定しているんですが、それを適用しなくてもいい場面って何かあるだろうかということがここに書いてあります。

【近藤構成員】 ということは、18ページで適用除外なしというのがありになるということでしょうか。

【廣瀬事業政策課企画官】 18ページは、今現行ある規制なので、これはこれとしてあって、今回17ページにあるのは新しく入れた規制なので、17ページの議論によって18ページが変わるということはありません。

【近藤構成員】 え、そうなんですか。じゃあ不実告知の禁止もなしで、代理店に対する指導措置義務もなしで、苦情の処理義務もないんですか。

【廣瀬事業政策課企画官】 そうですね。例えば、6番の不実告知についてはなしと書いてありますが、これは勧誘のときに嘘ついちゃいけませんというルールについては適用除外がありませんという趣旨で書いていると。

【新美座長】 例外はありませんという趣旨です。

【近藤構成員】 ああ、何で難しい。済みません、日本語を間違っていました。わかりました、ありがとうございます。済みません。

【新美座長】 いえいえ。どうぞ、横田さん。

【横田構成員】 済みません、横から聞いていて、整理を試みたいんですが。つまり、今回つけ加えられた自己の名称等を告げずに勧誘する行為の適用を、全ての契約に行うのか、それともほかの消費者保護ルールでは除外されている、一番問題になりそうなのは法人契約ですが、法人契約が除外されているものがあると。法人契約の場合は、提供条件の

説明義務とかをかけていないというのが現状である、と。それと平仄をそろえて、法人には適用しないこととするのか、それとも今回追加の自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止は、法人契約にも適用されるように、例えば苦情等の処理義務のような形で、法人等であっても保護されるようなルールにするかということが焦点ということですよ。

【廣瀬事業政策課企画官】 そうです。ご指摘のとおりでございます。

【横田構成員】 さらにちょっと気になったのが、今回緊急提言等のときに出てきたルールというのは、今回追加されたルール以外のところにも波及するのかどうかというのが私、気になっております。つまり、自己の名称等の話は、これ、法人契約でもかなり出てきているという話があったので、私個人としては今回の新規のところでも適用除外を設けることは、その議論との関係ではそぐわないのではないかと考えています。ただ、そうしますとこれについて適用除外をしないといったときに、現行の例えば提供条件の説明義務や、あるいは勧誘継続行為の禁止等が、本当に平仄がとれているのかということはいま一度考える余地が多少はあろうかと思えます。影響を与えないというようなご説明だったんですけども、本当にそうなのかというのは、この緊急提言を経た上で、省令改正であわせて既存のルールを見直すということもあり得るのではないかと思いますけれども、その辺は意図されていないということでしょうか。

【新美座長】 どうぞ。ちょっと事務局のほうでどこまで変えるかということ。

【横田構成員】 まず前者については、多分私個人の意見だということでもいいと思うんですけども、後者の既存の参考として挙げられているルールについては、基本的にいじらないという方向ということでしょうか。

【梅村消費者行政第一課長】 質問ありがとうございます。今回、まずはこの法律、法改正がされたものについての省令の適用除外の規定というところにまず絞って議論していただければと思います。もちろん消費者保護WGでは今後も議論が続いていきますので、実際こういう18ページの禁止事項とかそういったところの除外を直すべきみたいな議論が、実際の苦情相談状況等も踏まえて出てくるようであれば、そういったことは検討するという事は当然あるかと思っておりますけれども、今回は、17ページの省令についてのご議論をいただければと思っております。

【横田構成員】 わかりました。省令改正ってこの後、パブリックコメントをかけるのか、結構重たい手続ですので、消費者ワーキングの委員としては、この際他にもまとめて改正してはよいのではという気持ちもしないではないんですけども、確かに議論が十分尽

くされているとは言い難い面もありますので、今のお答えだということで理解しました。すみません、差し当たり以上です。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

ほかにございましたでしょうか。ごめんなさい、森さん。

【森構成員】 ありがとうございます。自己の氏名もしくは名称のところは、本当にそれはもう言わないのがおかしいという話だと思しますので、特に適用除外は不要だと思います。

ちょっと勧誘である旨を告げずに勧誘するというのが若干わかりにくいところはあるかなと思っていまして、これは勧誘ですと言わなくても、勧誘であることが明確な場合があるので、もしそういう話だとすると、それについてちょっと勧誘である旨が明確な場合は、そっちはいいというような話はあるのかもしれないなと思いましたけれども、逆に言うとなんかそういうものも勧誘である旨を告げているのかもしれない、その辺はクリアにしていただければいいのかと思います。ちょっと検索してみると、商品先物取引法にほとんど同じ文言があるようですので、そっちにガイドラインか何か議論があるかなと思いました。

【新美座長】 ありがとうございます。

それでは、北さん、その後、黒坂さん。

【北構成員】 今のまさに森先生のご指摘のところですが、具体的に例を挙げれば、例えばケーブルテレビ会社がテレビの電波の強度をチェックさせていただきということで家に上がり込んで——上がり込んでというのは失礼な言い方ですね、来ていただきましてチェックをいただきました。そこから多チャンネル契約やブロードバンドの契約の営業が始まります。そのときに、「はい、ただいまから勧誘をいたします」と言うのか。それから、例えばショップに携帯電話の故障のために駆け込んだお客さんに対して、故障への対応後、「ところで光いかがですか」という場合とか、いくらでも事例がありまして、そのときに今から勧誘でございますという旨を告げる必要があるのかなのかということ議論することになるのではないかと思います。

【新美座長】 ある意味で、現場の問題としては悩ましいことであることは間違いないんで、その辺はまた議論を詰めていきたいと思います。

それでは、黒坂さん、どうぞ。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。今の北構成員のお話と実はかなり近いところがありまして、今回の法改正の精神を考えれば、適用除外なんてほとんどあり得ないんじゃないかな

いかというふうに思うわけですが、一方で18ページ目の、先ほど事務局にご説明いただいたとおり、例えば公衆電話の都度契約であるとか、ローミング契約の自動締結契約であるとか、こういった、え、そんなことまで気にしなきゃいけないのというレベルで例外規定を設定するという法の粒度ということを考えれば、例えば、そんなことは当たり前だろうというお話ではありますが、携帯販売ショップ、キャリアショップや量販店に行って、もともと消費者が買う気で買おうかな、新しい契約結ぼうかなと思って行っているときに、ただいまから勧誘でございますということは、基本的にあり得ないというふうに考えていざらうと。これを義務づけなければいけないということはないので、これは例外になるというような。つまり、あらかじめ明示的に看板が掲げられて、これは店舗だと非常に容易に消費者が認識することが可能である商行為において、これは勧誘ですと言うことはおそらくないですというような例外規定を設定していただくというような考え方が、まず整理として必要だろうなと思います。

その上で、今、北構成員からお話があったとおり、境界領域にあるような行為についてどのように整理するのかということは、ここはおそらく議論が必要なところだろうと考えております。少なくとも、ただここで1つ、これは今後の検討の話になってくるかと思いますが、今回のこの禁止行為については、今申し上げたような携帯電話のショップにユーザーが自分で足を運んで動いていくという行為と、向こうからやってくる訪問販売であるとか、電話勧誘であるとかということ全て一律でこの中で捉えようとしていますので、どっちなの、それはどういう行為なの、間にあるものは何なのということの整理ということがここで行われて、必要な例外規定が定められていくという考え方になっていくのではないかと理解しておりますので、そういった整理を今後していただけるとありがたいなと思っております。

**【新美座長】** かなり実務的には悩ましいところだと思いますので、さらに検討を重ねていきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。それでは、市川さん、どうぞ。

**【市川構成員】** 19ページの販売代理店の届出のところなのですけれども、これは実務上もそうしたほうがいざらうということだったんですけれども、今、代理店から届け出ることになっていますが、法27条の4にあるように、電気通信事業者にも指導監督の義務がありますので、届け出られた内容は本当に正しいかということについては、結局総務省は電気通信事業者に聞くことになるように思いますので、届け出るとき、

あるいは自分のところの傘下でどのような代理店契約をしているのかでもいいのですが、電気通信事業者が直接そこに関与する必要はないですが、このリスクに対して何らかに関与して正確性を担保するということは、ご協力いただくような仕組みをつくったほうがよろしいのではないかなという意見です。

**【新美座長】** ありがとうございます。

それでは、会場がこの後延長ができないという連絡がありますので、特になければそろそろご議論を終了していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。今日の議論だけではなくて、まだまだ続けてまいりますので、今日ご発言いただいたことをさらに深めると同時に、新たな論点、あるいはご疑問、ご意見等ございましたら、ぜひ事務局のほうまでご連絡いただけたらと思います。合同会合、まだ何回かやる予定でありますので、そのつもりでご準備いただけたらと思います。

次回は、検討の参考のために関係者からのヒアリングを予定しております。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらよろしく申し上げます。

**【横澤田料金サービス課課長補佐】** 次回の合同会合につきましては、詳細が決まり次第、別途ご案内いたしますが、会場につきましては、総務省の外の会場で開催する方向でございます。またご案内させていただきます。以上です。

**【新美座長】** それでは、次回、省内ではなくなりそうだとということでございますので、連絡を確認していただきますよう、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。モバイル市場の競争環境に関する研究会（第12回）、それからICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（第10回）合同会合を終了させていただきたいと思います。

本日は、熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。雨もそろそろやんでいくことを期待して終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上